

機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書

機能的低血糖症は、すい臓の機能失調等による血糖値の調整異常により発症するものであり、医学的にも認知度は低い状況にあります。食生活の乱れやストレスの増加などによりその罹患者は増えています。

症状としては、脳への血糖不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも影響が出ることにより、慢性疲労、うつ状態、集中力不足、情緒不安定及び記憶障害などを引き起こすことがわかってきています。にもかかわらず、この病気への理解不足により、精神疾患または、神経疾患などと誤診されるケースも少なくありません。また、妊産婦の低血糖症は新生児低血糖症の要因となり、脳障害や発達障害の危険因子の一つであると指摘されています。

しかしながら、正しい診断後に治療することにより症状が改善し、社会復帰する事例は数多くあります。

よって、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要請します。

記

- 1 機能的低血糖症に対する医学研究の進展及び診断・治療法の普及に向け調査研究を進めること。
- 2 機能的低血糖症診断に有効な5時間を要する耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること。
- 3 新生児の機能的低血糖症による障害発生を予防するため、周産期医療において妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに早期発見と治療の体制づくりを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月28日

上田市議会議長 南 波 清 吾